

県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱 (住宅建築支援)

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する県産木材建築利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）、県産木材利用促進事業実施要領（令和2年3月25日付け林第1182号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

住宅の新築や増改築において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の補助条件等

(1) 補助対象メニュー

ア-1 住宅建築支援

ア-2 JAS材・内装材等への加算支援

(2) 補助金交付の対象者

前号の補助対象メニューについては、「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）、認定工務店となることが確実な者又は施主とする。

ただし、施主が補助事業の申請をする場合は県内で建築するものに限る。また、工務店が補助事業の申請をする場合は、補助金の交付については、認定制度実施要領第4で定める「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会を受講し、認定工務店として認定された後とする。

(3) 補助条件

ア-1 住宅建築支援

①対象となる住宅は、認定工務店が建築したもの。

②施主が直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築するもので、木材調達権限が認定工務店にあるもの。

③建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの。

④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であるもの。

⑤建築物の木工事に着手前であるもの。

⑥補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の提供に協力するもの。

⑦施工にあたっては、島根県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

ア-2 JAS材・内装材等への加算支援

①前号の補助対象となる住宅において、JAS材や内装材等を使用するもの。但し内装材等とは、直接見たり、触れたりすることができるフローリング材、内壁材、外壁材、天井材とする。

3 補助対象経費及び補助金の額

別表1のとおり

(補助金の申込)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込期日までに補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を揃えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込期日
住宅建築支援 (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し (2) 設計図(平面図)の写し (3) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの(初回申請のみ) (4) 「しまねの木」活用工務店認定申請確認書(様式1-2)※2	木工事着手前までとする。 ※1

※1 当該メニューの申込期間は、年度ごとに、受付の開始日から補助金の額が予算に達する日までとする。

※2 認定工務店でない場合が対象。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

(補助金の繰越申請)

第4 申込者が補助金の繰越を申請する場合は、繰越承認申請書(様式2)により、2月末日までに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の利用辞退)

第5 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式3)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 第3の2項により採用通知を受理した申込者は、木工事完了後速やかに補助金交付申請書(様式4)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

関係書類	申請締切
住宅建築支援 (1) 最終の設計図(平面図)の写し(申込書と内容が異なる場合は添付のこと) (2) 別紙 補助金額計算シート (3) 県産木材使用証明書(様式5) (4) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し (5) 写真(屋根工事完了時及び木工事完了時の全景、構造材の状況が確認できるもの各階1~2枚、内装材等・その他木製品がある場合は、当該部材の施工状況写真1~2枚程度) (6) 島根県産木材を用いた建築であることの表示や広報活動等に関する資料(H画面、チラシ等)又は写真(看板、のぼり等)1~2枚 (7) JAS材・内装材等の確認が取れる資料(JASシールや施工箇所が分かる写真等) ※1	補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

※1 ア-2 JAS材・内装材等への加算支援を申請する場合

(補助金の支払い)

第7 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告するものとする。

3 木材協会は、状況報告等に基づき適正と認めたときは、申込者へ交付決定を通知するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申込者にその旨を通知するものとする。

なお、補助金の振り込みは、原則として一定期間の申請に応じて、申込者ごとに一括で振り込むこととする。

(県産木材使用証明書)

第8 木材協会会員は、申込者から当該住宅の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書(様式5)を作成するものとする。

(関係者との協力・連携)

第9 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店、建築士、製材工場等)と協力・連携を図るものとする。

(県産木材を使用した木造住宅の証明)

第10 木材協会は、当該補助金対象住宅の施主（施工工務店が施主の場合は購入者）から県産木材建築利用促進事業適合証明申請書（様式6）の提出があった場合は、その内容を確認し、適合証明書を発行するものとする。

なお、本条の証明を受けようとする申込者が当該補助金対象住宅の購入者である場合には、交付決定通知者（施工工務店）との売買契約書写し及び住宅が申込者の者になったことが分かる書類（登記の写し等）を申請書に添付すること。

(その他)

第11 補助事業の実施に当たっては、申込者又は納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。